

入札公告

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和 6~10 年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和 7 年 3 月開始）
- (2) 仕様等  
詳細は仕様書による。
- (3) 賃貸借期間  
令和 7 年 3 月 3 日~令和 11 年 3 月 30 日までの 49 カ月 小型乗用車（詳細は仕様書による）  
令和 7 年 3 月 3 日~令和 11 年 3 月 30 日までの 49 カ月 軽自動車（詳細は仕様書による）
- (4) 履行場所  
詳細は仕様書による。

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において、「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされる者。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ア 厚生年金保険
  - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ウ 船員保険
  - エ 国民年金
  - オ 労働者災害補償保険
  - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- (9) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 40 人未満の企業は除く）
- (11) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

- (12) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数 101 人未満の事業主は除く)

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

### 3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 入札説明書の交付 ※土日祝日を除く

日時 令和 6 年 10 月 10 日 (木) ～令和 6 年 11 月 29 日 (金) 9:00～17:00

場所 沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

- (2) 入札を希望する者は、令和 6 年 11 月 29 日 (金) 17:00 までに入札説明書・仕様書の交付を受け説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。

また、下記 4 (1) により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係提出すること。

### 4. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

- (2) 入札提出期限及び場所

日時 令和 6 年 12 月 2 日 (月) 12:00 まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出  
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

### 5. 開札

日時 令和 6 年 12 月 2 日 (月) 14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

### 6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (3) 入札の無効

上記 2 の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 入札方法について

入札方法は、審査要領に基づき総合評価落札方式をもって行う。本案件は価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行うこととする。入札者は、提出期限までに仕様書に定める要件に係る内容を証明した性能等証明書(当局指定の様式による)を併せて提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、賃貸しようとする自動車仕様書に定める要求案件すべてを満たしている者のうち審査要領に基づく計算方法で計算された総合評価点の最も高いものを落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) その他 詳細は入札説明書による。

(10) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(11) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(12) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階  
沖縄労働局総務部総務課会計第1係 担当 仲本  
電話 (098) 868-4003

以上公告する。

令和6年10月10日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 君島 誠

## 入札説明書

令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 君島 誠

### 2. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）

#### (2) 仕様

小型乗用車 6台（詳細は仕様書による）

軽自動車 1台（詳細は仕様書による）

#### (3) 賃貸借期間

小型乗用車 令和7年3月3日から令和11年3月30日までの49カ月（詳細は仕様書による）

軽自動車 令和7年3月3日から令和11年3月30日までの49カ月（詳細は仕様書による）

#### (4) 履行場所

仕様書による。

### 3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において、「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされる者。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

(常用労働者数 40 人未満の企業は除く)

(1 1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(1 2) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数は 101 人未満の事業主は除く)

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

#### 4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書の交付 ※土日祝日を除く

日時 令和 6 年 10 月 10 日 (木) ~ 令和 6 年 11 月 29 日 (金) 9 : 00 ~ 17 : 00

場所 ① 沖縄労働局総務部総務課 会計 1 係

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

② 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、仕様書の交付を受け令和 6 年 11 月 29 日 (金) 17 : 00 までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。

また、下記 5 (1) により、紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係提出すること。

#### 5. 入札

(1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別添 1 により、紙入札による場合は、別添 2 により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること

(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない(別紙 2, 2-2)。

(4) 入札日時及び場所

日時 令和 6 年 12 月 2 日 (月) 12 : 00 まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出  
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 4 階)

#### 6. 開札

(1) 開札日時及び場所

日時 令和 6 年 12 月 2 日 (月) 14 : 00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか(2 営業日以内)に行うこととする。紙入札を行うものが再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒に〇回目と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

#### 7. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札の方法について

入札方法は、審査要領に基づき総合評価落札方式をもって行う。本案件は価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行うこととする。入札者は、提出期限までに仕様書に定める要件に係る内容を証明した性能等証明書(当局指定の様式による)を併せて提出すること。

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、賃貸しようとする自動車が仕様書に定める要求案件すべてを満たしている者のうち審査要領に基づく計算方法で計算された総合評価点の最も高いものを落札者とする。

(6) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(9) 積算内訳書の作成の有無 有

(10) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎1号館4階)  
沖縄労働局総務部総務課会計第1係 担当 仲本  
電話(098)868-4003

## 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件名：令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）
2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 はい・いいえ
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 はい・いいえ
- (3) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級 「 」等級  
九州・沖縄地域「役務の提供」
- (4) この入札の入札提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。 はい・いいえ
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 はい・いいえ
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 はい・いいえ
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。 はい・いいえ
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 はい・いいえ
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。 はい・いいえ
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は対象外) はい・いいえ・対象外
- (12) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (13) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。  
「次世代育成支援対策推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外  
「女性活躍推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外

\* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数( )人

## 3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記(1)から(4)の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和      年      月      日  
支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

## 誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

## 役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日  
住 所  
商 号  
代表者

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

## 紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[ ]

記

件名 令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

## 3. 紙入札業者情報

※(1)～(13)まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 法人番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表 FAX 番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者 FAX 番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名	令和 6 ～ 1 0 年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約 (令和 7 年 3 月開始)								
<p>上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>									



電子調達システムによる場合の提出書類

令和 6 年 11 月 29 日 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2-2）
3. 令和 4・5・6 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供等」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）  
\*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届（「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」）の写し（常用労働者数は 101 名以上の場合）
8. 性能等証明書（別紙 5-3）  
※性能等を証明するカタログ等も添付すること。

※上記 1 から 8 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付し提出する。

令和 6 年 12 月 2 日 12:00 まで

1. 入札金額内訳書（別紙 5-2）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付する。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 6 年 11 月 29 日 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2-2）
3. 令和 4・5・6 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供等」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）  
\*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届（「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」）の写し（常用労働者数は 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加願（別紙 4、別紙 4-2）
9. 性能等証明書（別紙 5-3）

※性能等を証明するカタログ等も添付すること。

令和 6 年 12 月 2 日 12:00 まで

10. 入札書（別紙 5）
  11. 入札金額内訳書（別紙 5-2）
  12. 委任状（代理人入札の場合）
- } ※10. 11. 12 は封筒に入れて提出

令和 6 年 12 月 2 日 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の 6. 開札（4）のとおりとする。

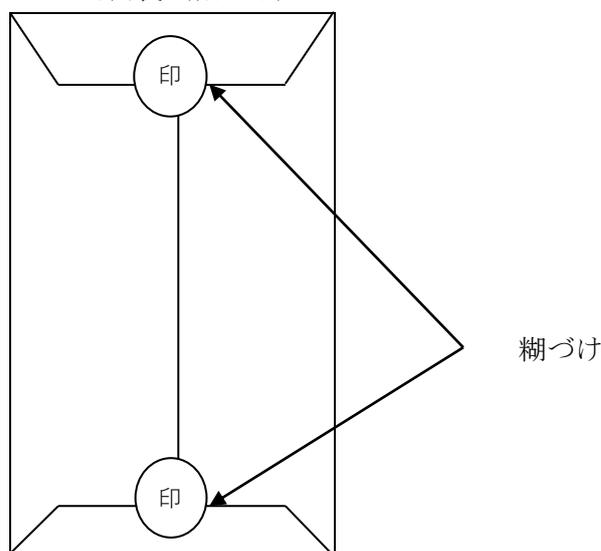
\*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。

封筒の表

<p>件名</p> <p>○回目</p> <p>「令和 6～10 年度 沖縄労働局業務用自 動車賃貸借業務契約 （令和 7 年 3 月開 始）」</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>
---

封筒裏（糊づけ）



## 入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

### (入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

### (入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

## 参考

### 予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

# 入札関係書類受領書

## 【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 仲本 勝紀

(メールアドレス：nakamoto-katsuki.8v4@mhlw.go.jp)

入札件名	令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

品目	1台の月額料金(税抜)	賃貸借期間 (R7年3月～R11 年3月)	数量	合計 (税抜)
自動車賃貸借 (小型乗用車)	円	49月	6台	円
自動車賃貸借 (軽自動車)	円	49月	1台	円

※消費税及び地方消費税は含めないこと。

※付属設備、メンテナンス、自動車保険等すべての経費を含んだ金額を記載すること。

※全ての金額記載後、電卓等により必ず検算すること。

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者氏名

---

## 令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

「令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約」（令和7年3月開始）に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 仕様書の適合性

小型乗用車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		無	適・否	
台 数		6台	適・否	
総 排 気 量		1,000cc～1,500cc	適・否	
車 両 重 量		1,500kg以内	適・否	
全 長		4,700mm以内	適・否	
全 幅		1,700mm以内	適・否	
全 高		2,000mm以内	適・否	
荷 室		分割可倒式リアシート	適・否	
乗 車 定 員		5名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック) (オートマ限定免許でも運転が可能であるもの)	適・否	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車であること	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白、黒、紺、ベージュ等のいずれかを基調としたもの落ち着いた色	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減若しくは平成30年度排出ガス系規制75%低減レベル適合車であること	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）に示された燃費基準に適合すること	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
		前方のみ設置		
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
錆止め	施工すること	適・否		
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		6台	適・否	
自動車保険		フリート契約	適・否	
補償内容	対人賠償保険	無制限（免責なし）	適・否	
	対物賠償保険	無制限(免責5万円)	適・否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（免責10万円）	適・否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適・否	
	運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること		適・否	
	弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること		適・否	
	年齢制限なし、搭乗者保険なし		適・否	
	無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする		適・否	
	仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である		適・否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと		適・否	
加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適・否		

業務内容等		仕様	適否	備考
賃貸借期間		賃貸借期間は、令和7年3月3日から令和11年3月30日までの49月とする	適・否	
納車場所		仕様書別紙2のとおり	適・否	
納車計画		事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適・否	
納車の対応		賃貸借契約の履行開始日から7日以内（3月3日履行開始の場合は3月9日）に車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること	適・否	
車両の運用等		仕様書6（3）～（7）のとおり運用等を行うこと	適・否	

業務実施体制等		仕様	適否	備考
実施体制		本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適・否	
管理体制		本業務の「作業計画書及び報告書」（仕様書別紙4）を作成し、労働局に提出すること。	適・否	
定例会議		作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書別紙4の「作業計画書」に記載すること。また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙5）については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適・否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

## 2 自動車性能の適合性

	小型乗用車
車名	
型式	
車両重量 (kg)	
燃費値 (※)	

※ WLTCモードの値を使用する。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left( 100 + 29 \times \frac{\text{提案車の燃費 ( km/L) - 燃費基準値 (FE km/L)}{\text{燃費基準値 (FE km/L)}} \right) \times 6\text{台}$$

＝

※小数点第一位未満を四捨五入

上記、計算式の分母及び分子の燃費基準値（FE = km/L）のFEについては、下記式により算出する。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

FE：燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M：車両重量 (kg)

α：燃費基準達成率であって0.7

β：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

## 令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始）に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

「令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約」（令和7年3月開始）に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 仕様書の適合性

軽自動車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		無	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		660cc以下	適・否	
車 両 重 量		1,000kg以内	適・否	
全 長		3,400mm以内	適・否	
全 幅		1,480mm以内	適・否	
全 高		2,000mm以内	適・否	
荷 室		分割可倒式リアシート	適・否	
乗 車 定 員		4名	適・否	
トランスミッション		電気式無段変速機、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック) (オートマ限定免許でも運転が可能であるもの)	適・否	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車であること	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白、黒、紺、ベージュ等のいずれかを基調としたもの落ち着いた色	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減若しくは平成30年度排出ガス系規制75%低減レベル適合車であること	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）に示された燃費基準に適合すること	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
		前方のみ設置		
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
フロアマット	前席、後席分	適・否		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否		
錆止め	施工すること	適・否		
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		1台	適・否	
自動車保険		フリート契約	適・否	
補償内容	対人賠償保険	無制限（免責なし）	適・否	
	対物賠償保険	無制限(免責5万円)	適・否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（免責10万円）	適・否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適・否	
	運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること		適・否	
	弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること		適・否	
	年齢制限なし、搭乗者保険なし		適・否	
	無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする		適・否	
	仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である		適・否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと		適・否	
加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適・否		

業務内容等		仕様	適否	備考
賃貸借期間		賃貸借期間は、令和7年3月3日から令和11年3月30日までの49月とする	適・否	
納車場所		仕様書別紙2のとおり	適・否	
納車計画		事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適・否	
納車の対応		賃貸借契約の履行開始日から7日以内（3月3日履行開始の場合は3月9日）に車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること	適・否	
車両の運用等		仕様書6（3）～（7）のとおり運用等を行うこと	適・否	

業務実施体制等		仕様	適否	備考
実施体制		本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適・否	
管理体制		本業務の「作業計画書及び報告書」（仕様書別紙4）を作成し、労働局に提出すること。	適・否	
定例会議		作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書別紙4の「作業計画書」に記載すること。また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙5）については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適・否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

## 2 自動車性能の適合性

	小型乗用車
車名	
型式	
車両重量 (kg)	
燃費値 (※)	

※ WLTCモードの値を使用する。

「環境性能（燃費値）に対する得点」 =

$$\left( 100 + 29 \times \frac{\text{提案車の燃費 ( km/L) - 燃費基準値 (FE km/L)}{\text{燃費基準値 (FE km/L)}} \right) \times 1\text{台}$$

=

※小数点第一位未満を四捨五入

上記、計算式の分母及び分子の燃費基準値（FE = km/L）のFEについては、下記式により算出する。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

FE：燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M：車両重量 (kg)

α：燃費基準達成率であって0.7

β：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

令和 6～10 年度  
沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約  
(令和 7 年 3 月開始)  
仕様書

令和 6 年 10 月  
沖縄労働局

- 1 件名  
令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約(令和7年3月開始)
- 2 業務概要  
沖縄労働局(労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。)(以下「労働局」という。))において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間  
賃貸借期間は、小型乗用車・軽自動車それぞれ令和7年3月3日から令和11年3月30日までの49カ月。
- 4 契約方法  
一般競争入札(総合評価落札方式)  
(別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する)
- 5 調達内容
  - (1) 自動車の仕様  
別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。
  - (2) 賃貸借台数  
小型乗用車 2WD(5人乗り)スタッドレスタイヤなし 6台  
軽乗用車 2WD(4人乗り)スタッドレスタイヤなし 1台 合計7台
  - (3) 納車場所及び年間見込走行距離  
別紙2のとおり。(年間走行距離については、直近の年間実績を表示しているため、増減があることに留意すること。)
  - (4) 自動車保険の加入  
ア～ウを満たす保険に加入すること。
    - ア 保険の種類  
自動車保険(フリート契約)  
フリート申請日 2020年11月2日  
機構コード 398916
    - イ 補償内容
      - (ア) 対人賠償保険(1名につき) 無制限(免責なし)
      - (イ) 対物賠償保険(1件につき) 無制限(免責5万円)
      - (ウ) 車両保険(一般型) リース車両を補償できる額(免責10万円)
    - ウ 特約その他
      - (ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
      - (イ) 運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること。

- (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
  - (エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。
  - (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
  - (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
  - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
  - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 労働局における自動車の状況  
沖縄労働局における自動車の年間走行距離は別紙2のとおりである。

## 6 業務内容

### (1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙3）を作成し、沖縄労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。賃貸借契約の履行開始日までに、新車を調達できない場合は、代車を準備すること。（上記5（4）の自動車保険に加入すること）。新車が調達出来次第、速やかに納車すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

### (2) 納車の対応

賃貸借契約の履行開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の履行開始日から7日以内（3月3日履行開始の場合は3月9日）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

### (3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（４）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（５）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

（ア）損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

（イ）関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

（ウ）過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）

（エ）損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

（オ）加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

（ア）本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

（イ）本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保

険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(6) 点検修理、故障対応及び事故処理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために、車両が使用できない場合には、受託者の負担において、当日から賃貸借車両と同等程度の車両を代車（自動車保険加入）として用意すること。

(7) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

## 7 業務実施体制

### (1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

### (2) 管理体制

本業務の「作業計画書及び報告書」（仕様書別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

### (3) 定例会議

作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、上記7(2)の「作業計画書」に記載すること。

また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。

## 8 その他

(1) 自動車の維持に係る費用（仕様書別紙5）については、受託者の負担とすること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

(3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

## 9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書及び報告書（仕様書別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

#### 10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先に、その問題の内容について報告すること。

沖縄労働局 総務部 総務課会計1係 電話番号 098-868-4003

#### 11 競争参加資格（応募要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ア 厚生年金保険
  - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ウ 船員保険
  - エ 国民年金
  - オ 労働者災害補償保険
  - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数 40 人未満の企業は除く)
- (11) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (12) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数 101 人未満の事業主は除く)
- (13) その他詳細は入札説明書による。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

## 12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

## 13 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

## 14 担当者連絡先

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号  
沖縄労働局総務部総務課 会計第 1 係 電話番号 098-868-4003

## 令和6～10年度 沖縄労働局業務用自動車賃貸借業務契約（令和7年3月開始） 仕様書

類型		小型乗用車		
駆動方式		FF		
スタッドレスタイヤ装着の有無		無		
台数		6台		
総排気量		1,000cc～1,500cc		
車両重量		1,500kg以内		
全長		4,700mm以内		
全幅		1,700mm以内		
全高		2,000mm以内		
荷室		分割可倒式リアシート		
乗車定員		5名		
トランスミッション		電気式無段変速機、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック) (オートマ限定免許でも運転が可能であるもの)		
主要燃費対策		ハイブリッド自動車であること		
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン		
車体の色		シルバー、グレー、白、黒、紺、ベージュ等のいずれかを基調とした落ち着いた色		
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減若しくは平成30年排出ガス規制75%低減レベル適合車であること		
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）に示された燃費基準に適合すること（下記「燃費基準値①」の表に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ下記「燃費基準値②」に示された算定方式により算定された値を下回らないこと。）		
		燃費基準値①（WLTCモードによる）		
		区分	燃費基準値	
		車両重量が741kg未満		24.6km/L以上
		車両重量が741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	
		車両重量が856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	
		車両重量が971kg以上 1,081kg未満	23.4km/L以上	
		車両重量が1,081kg以上 1,196kg未満	21.8km/L以上	
		車両重量が1,196kg以上 1,311kg未満	20.3km/L以上	
		車両重量が1,311kg以上 1,421kg未満	19.0km/L以上	
		車両重量が1,421kg以上 1,500kg未満	17.6km/L以上	
		燃費基準値②（WLTCモードによる）		
FE = $(-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times 0.7 \times 1.0$				
備考 1 FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）				
2 M：車両重量（kg）				
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席		
	アンチロックブレーキ	全車に装備		
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む		
	空調	オート又はマニュアルエアコン		
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む		
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること		
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可		
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可		
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること		
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること		
		前方のみ設置		
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること		
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可			
フロアマット	前席、後席分			
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具			
錆止め	施工すること			
安全装備	安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること			

類型		軽自動車	
駆動方式		FF	
スタッドレスタイヤ装着の有無		無	
台数		1台	
総排気量		660cc以下	
車両重量		1,000kg以内	
全長		3,400mm以内	
全幅		1,480mm以内	
全高		2,000mm以内	
荷室		分割可倒式リアシート	
乗車定員		4名	
トランスミッション		電気式無段変速機、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック) (オートマ限定免許でも運転が可能であるもの)	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車であること	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン	
車体の色		シルバー、グレー、白、黒、紺、ベージュ等のいずれかを基調とした落ち着いた色	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減若しくは平成30年排ガス規制75%低減レベル適合車であること	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）に示された燃費基準に適合すること（下記「燃費基準値①」の表に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ下記「燃費基準値②」に示された算定方式により算定された値を下回らないこと。）	
		燃費基準値①（WLTCモードによる）	
		区分	燃費基準値
		車両重量が741kg未満	24.6km/L以上
		車両重量が741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上
		車両重量が856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上
		車両重量が971kg以上 1,000kg未満	23.4km/L以上
		燃費基準値②（WLTCモードによる）	
	FE = $(-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times 0.7 \times 1.0$		
備考 1 FE：燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入) 2 M：車両重量 (kg)			
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
		前方のみ設置	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
フロアマット	前席、後席分		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
錆止め	施工すること		
安全装備	安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること		

通番	官署名	納車住所	配備車両		年間見込走行 距離（年・km）
			小型乗用車	軽自動車	
1	沖縄労働局	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	2		7,100km
2	那覇労働基準監督署	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	1		3,000km
3	沖縄労働基準監督署	沖縄市住吉1-23-1	1		4,500km
4	名護労働基準監督署	名護市宮里452-3	1		4,200km
5	那覇公共職業安定所	那覇市おもろまち1-3-25		1	2,000km
6	沖縄公共職業安定所	沖縄市住吉1-23-1	1		4,900km
			6	1	



作成日 \_\_\_\_\_  
 受託者名 \_\_\_\_\_  
 統括管理者氏名 \_\_\_\_\_  
 作成者 \_\_\_\_\_

都度列を追加

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	労働局	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1		〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2											
3											
4											

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

労働局との定例会議

	開催日	議題	備考
R5			
R6			
R7			
R8			
R9			

## ○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	賃貸借開始日までに新車を調達できない場合に準備する代車の賃貸借料を含む
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。		
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	整備工場への持ち込み及び整備終了後の引き取りは労働局にて行う。
	1 2 か月点検	整備工場への持ち込み及び整備終了後の引き取りは労働局にて行う。
	6 か月点検	整備工場への持ち込み及び整備終了後の引き取りは労働局にて行う。
	事故修理	整備工場への持ち込み及び整備終了後の引き取りは労働局にて行う。 ※車両の状態により持ち込みを行えない状況の場合は保険会社への確認等を行いながら労働局と協議したうえで決定する。
	一般修理・故障修理	整備工場への持ち込み及び整備終了後の引き取りは労働局にて行う。 ※車両の状態により持ち込みを行えない状況の場合は保険会社への確認等を行いながら労働局と協議したうえで決定する。
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	必要本数
	点検修理時の代車	法定整備及び故障整備の際、車両が使用できない場合は当日から対応

## 自動車の性能に関する審査要領

### 1. 落札方式

次の要件を満たしている要件を満たしているもののうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

### 2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、29点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値と燃費基準値の間どの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点 (29点)} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

備考) 1 提案車の燃費値 … 性能等証明書に記載された提案車の燃費値（WLTCモードによる。）

2 燃費基準値 … 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）」に示された下記式による算出する。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

$\alpha$ ：燃費基準達成率であって0.7

$\beta$ ：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

以上、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。（小数点第一位未満を四捨五入）

$$\text{「環境性能（燃費値）に対する得点」} = (100 + \text{加算点}) \times 7 \text{ 台}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

## 3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

**推奨環境の準備** → **調達ポータル** → [https://www.p-portal.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.p-portal.go.jp/how_to_use)

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記 URL をご確認ください。

## 電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

### 【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

**利用者登録** → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

### お問合せ先

■ ご不明な点については、下記 URL の FAQ をご参照ください。

**調達ポータル** → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQ をご確認くださいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

**調達ポータル** → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分  
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付ています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

# 政府電子調達 (GEPS)

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

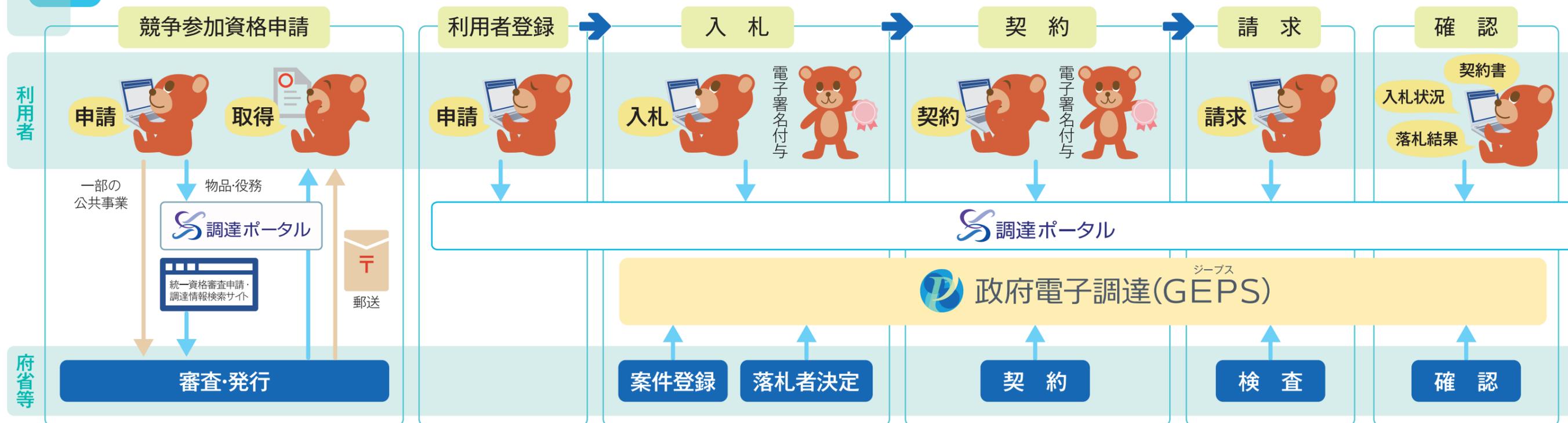
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

# 政府電子調達 (GEPS (ジープス))



## 1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

### 政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

### 窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

## 2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

### ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

### 常時利用可能\*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

### 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

### 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

### 印鑑が不要\*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。